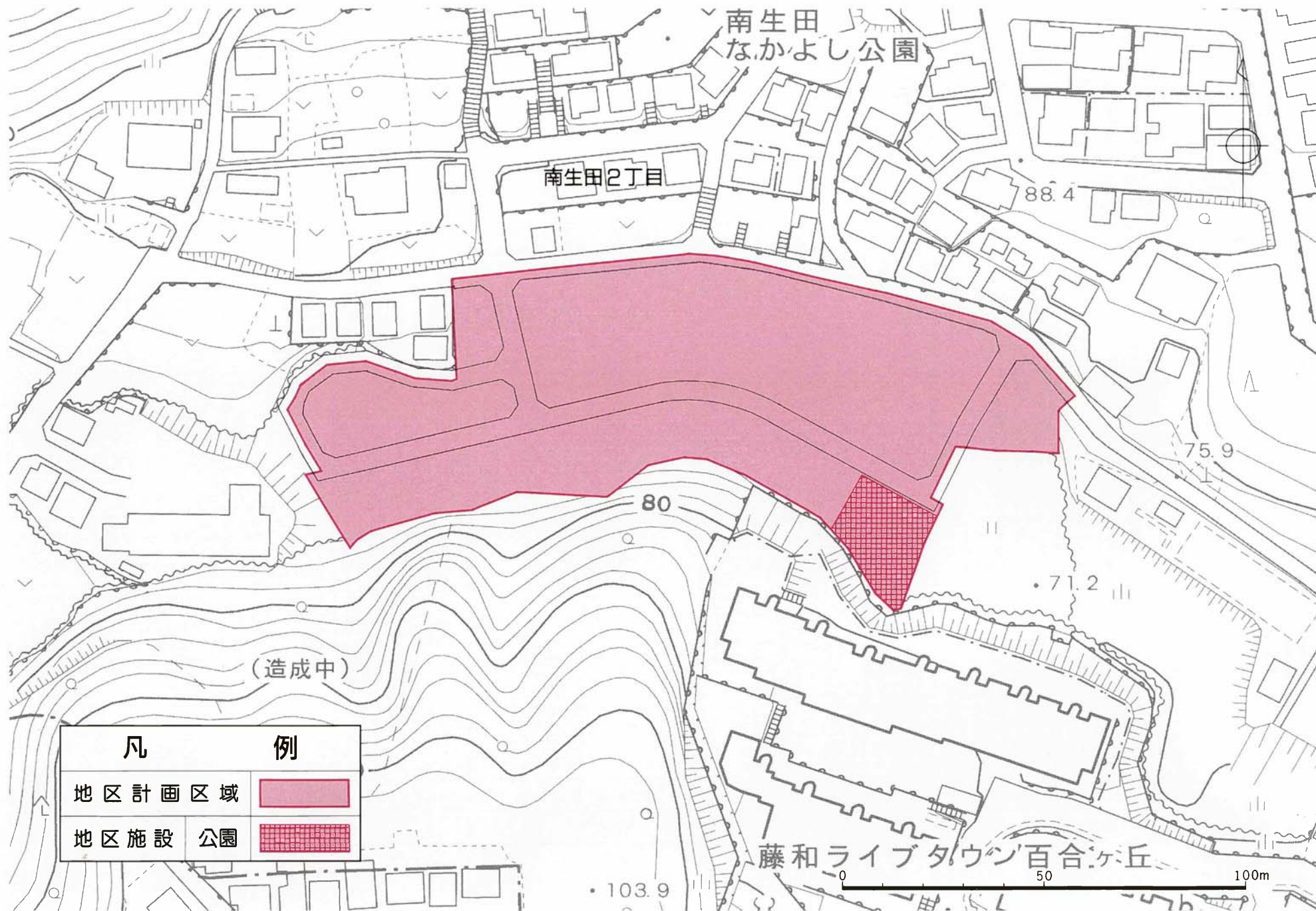


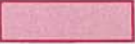
塔の越地区地区計画

名	称	塔の越地区地区計画	
位	置	川崎市多摩区南生田2丁目	
面	積	約 0.9 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、小田急小田原線生田駅の南西約1.7kmの距離に位置し、塔の越土地区画整理事業により基盤整備が実施され、良好な市街地が形成される地区である。本計画は、低層住宅地としての良好な環境の維持・保全を図ることを目的とする。	
	土地利用の方針	低層住宅地としての良好な環境の維持・保全を図るため、宅地内の緑化に配慮し、戸建住宅を中心とした土地利用とする。	
	地区施設の整備の方針	本地区内には、土地区画整理事業により公園が整備される。本計画では、その機能が損なわれないように維持・保全を図る。	
	建築物等の整備の方針	低層住宅地としての良好な環境の維持・保全を図るため、建築物等の用途の制限その他について必要な基準を設ける。	
地区整備に関する事項	地区施設の配置及び規模	公園	面積 約 450 m ²
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外のものは、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅（3以上の住戸を有する長屋を除く。） 2 共同住宅（3以上の住戸を有するものを除く。） 3 住宅（3以上の住戸を有する長屋を除く。）で延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかに掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50m²を超えるものを除く。） <ol style="list-style-type: none"> (1) 理髪店、美容院 (2) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (3) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。） 4 公民館、集会所その他これらに類するもの 5 前各号の建築物に附属するもの 	
	垣又はさくの構造の制限	道路に面する部分に設ける垣又はさくの構造は、生け垣又はフェンス等の開放性のあるものとする。ただし、門柱又は高さ1m以下のコンクリートブロック、石積等はこの限りではない。	

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

塔の越地区地区計画計画図



凡	例
地区計画区域	
地区施設 公園	